

Harmony通信

vol.122
2015.04

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

げきちょう
外記丁通公園の桜
Photo by Osamu. K

特集

「改正労働基準法案」が国会提出

政府は、改正労働基準法案を国会に提出しました。今国会で成立するか不透明ですが、重要法案なので紹介します。

検索 改正労働基準法案の概要 (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-41.pdf>

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならぬこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

編集後記

仙台の桜も葉桜へと移り行き、杉花粉等の飛散もだいぶ収まってきたようです。花粉症を患う皆様、今年もお疲れ様でした。

さて、先月実施致しましたHarmony主催「社員研修2015」ですが、多くの方にご参加いただき、無事に2日間を終えることが出来ました(当日の模様はホームページ内「研修のご案内」に掲載しましたのでよろしければご覧下さい)。申込いただいた事業所様、講師の先生方、関係者の皆様には心より感謝申し上げます。最初は、若干戸惑い気味の表情だった受講生の皆様が、講義がひとつ終わるごとに目が輝き、笑顔でお帰りになった姿がとても印象的でした。社会人として覚えておきたい基本は研修内で学んでいただけたと思いますが、真の社会人として成長するには、毎日を大切に、上司や同僚、お客様、そして仕事に対して誠実に向き合うこと、そうして積み上げた経験はいつかきっとご自分にとって尊い財産になることでしょう。Harmonyは頑張る皆様をいつも応援しています。

社員研修2015 お陰様で無事終了しました。
～3月21日・22日 ベルエア会館～



この度は沢山の方にご参加をいただき、誠にありがとうございました。マナー、健康管理、図解による自己紹介ワークショップ、クレームというものの理解・前向きな考え方、社会保障の仕組み等、声を出したり考えたり、書いたり話したり、2日間をめいっぱい学んだ皆さんでした。



今年10月の国民・事業者へ向けた番号通知、2016年1月の利用開始に向け、随時情報をお届けしていくコーナーを設けます。

『セミナーに行ってきましたけれどまだ心配だから、有効な勉強会があったらおしえてください』そんなお話をよく頂きます。政府広報が更新されました。こちらもぜひご覧ください。

2015年10月通知開始!

Harmony通信 2015.04

#発行: 2015年4月10日

#編集・構成: 合同会社Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>